

令和4年度より障害馬術コースデザイナー資格の更新・復活に関わる規程を変更します。

<更新>

コースデザイナー資格の更新は、有効期間内に以下の要件を満たす必要があります。

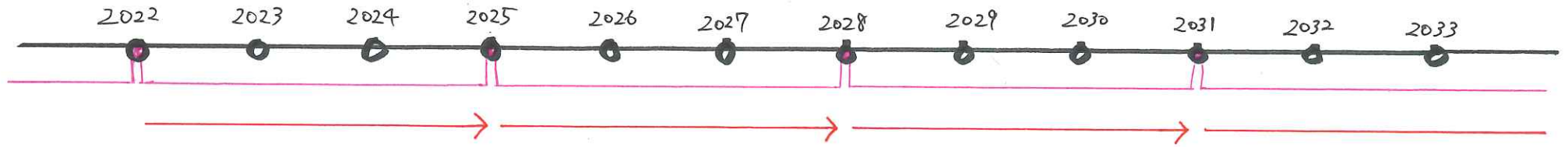
- ① **コースデザイナー講習会を1回以上受講**
- ② **当連盟主催競技会において実務研修に2回以上参加**

※1回の競技会における最低研修日数は1日とし、担当コースデザイナーの指揮下において競技役員として従事した日数も対象とする。

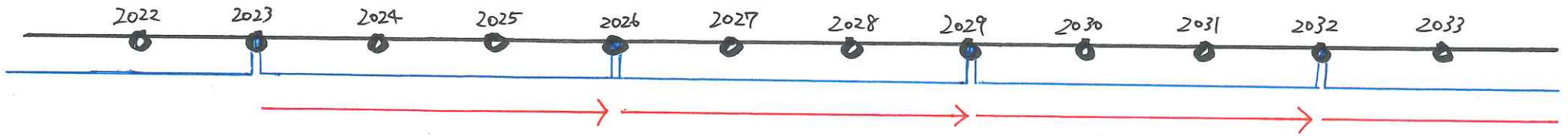
<復活>

資格を消失した者については、コースデザイナー講習会を受講し、該当する区分の試験を受験し合格することにより失効した資格を復活することができます。

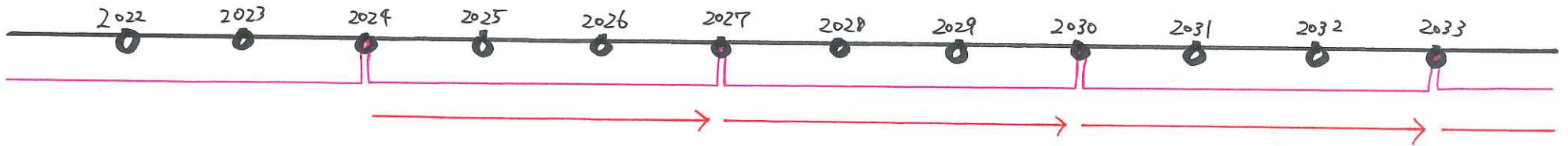
< 2022/3/31 に資格が切れる人の場合 >



< 2023/3/31 に資格が切れる人の場合 >



< 2024/3/31 に資格が切れる人の場合 >



※ ^{赤い矢印} → は 実技研修を受ける期間